

「横川目グループホーム長寿園」 運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護事業)
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業)

(事業の目的)

第1条 サン・ミルク株式会社が開設する横川目グループホーム長寿園（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の事業の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態（要支援2、要介護1～5）にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者は、要介護者（要支援2、要介護1～5）であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 横川目グループホーム長寿園
- 二 所在地 北上市和賀町横川目13-3-4
(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（計画作成担当者兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも当該事業の提供に当たる。
- 二 介護従業者 7名（常勤専従6名 非常勤専従1名）
介護従業者は、当該事業の提供に当たる。
- 三 計画作成担当者 介護支援専門員1名（管理者兼務）
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた当該事業計画を作成する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と一緒に行うよう努めるものとする。）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等
- 五 通所介護又は通所リハビリテーションの活用
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に定める利用者負担割合による額とする。

事業所区分	介護区分	基本単位	利用料	利用者負担額			算定単位
				1割	2割	3割	
I	要支援2	761	7,610円	761円	1,522円	2,283円	1日につき
	要介護1	765	7,650円	765円	1,530円	2,295円	
	要介護2	801	8,010円	801円	1,602円	2,403円	
	要介護3	824	8,240円	824円	1,648円	2,472円	
	要介護4	841	8,410円	841円	1,682円	2,523円	
	要介護5	859	8,590円	859円	1,718円	2,577円	

2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 一 家賃
- 二 食材料費
- 三 水道光熱費
- 四 おむつ代及びその他当該事業において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

①家賃	月額 39,990円 （1日当たり1,333円）
②食費	朝食300円/回 昼食400円/回 夕食500円/回 1日合計：1,200円 （税込み・おやつ代含む）
③光熱水費	月額19,980円 （1日当たり666円） 共用部分の光熱水費は除きます。 また、外泊などにより、当該事業所に終日いない日に限っては光熱水費を頂戴しません。
④理美容費	理美容代 1,500円 （訪問業者によって異なります）
⑤その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

（入居に当たっての留意事項）

第8条 利用者は事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
- 二 利用者は努めて健康に留意すること。
- 三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 四 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 五 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 六 けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 七 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第9条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年5月及び11月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生または再発防止をするために必要な措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する
- 二 上記委員会の結果を授業者に周知徹底する
- 三 虐待防止のための指針を整備する
- 四 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する
- 五 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する

(その他運営に関する事項)

第11条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はサン・ミルク株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。